

大通達甲(警務)第5号
平成8年5月31日

生活安全部長
生活安全企画課長 殿
各警察署長
(参考送付先)
その他本部各課・所・隊長
警察学校長

警 務 部 長

大分県公安委員会聴聞等手続規則について

大分県公安委員会聴聞等手続規則(平成8年大分県公安委員会規則第5号。以下「聴聞規則」という。)が、平成8年3月30日に公布され、同日から施行されました。

この聴聞規則は、公安委員会が不利益処分の根拠となる規定が条例等(条例及び施行機関の規則(規程を含む。))をいう。以下同じ。)にある不利益処分をしようとする場合において、大分県行政手続条例(平成7年大分県条例第30号。以下「行手条例」という。)第13条第1項(同項の規定にかかわらず聴聞を行わなければならない旨の他の条例の規定がある場合は、当該他の条例の規定)に基づき行う意見陳述のための手続について、行手条例第3章に規定する事項の細目を定めたものです。

この聴聞規則を適用するものは、現時点では、聴聞規則と同日に公布され、同年7月1日から施行される青少年のための環境浄化に関する条例の一部を改正する条例(平成8年大分県条例第11号)により新たに規定されたツーショットダイヤル等営業に係る不利益処分についてのみですが、今後この種の条例等が制定された場合には、すべてこの聴聞規則が適用されることとなります。

行手条例及び聴聞規則の適用関係、運用等について、下記のとおり定めたので、公安委員会が不利益処分の根拠となる規定が条例等にある不利益処分をしようとする場合は、大分県行政手続条例の施行について(平成7年10月11日付け示達甲(警務)第7号)の別紙の「大分県行政手続条例の運用に当たっての留意事項」と併せて適正な手続を執ってください。

記

1 適用関係

(1) 不利益処分の根拠となる規定が条例等にある場合の聴聞及び弁明の機会の付与の手続は、行手条例第3章及び聴聞規則に定めるところにより行うこと。

現在、不利益処分の根拠となる規定が条例に置かれているものは、次のとおりである。

ア 拡声機の使用による暴騒音の規制に関する条例(平成4年大分県条例第48号)第5条の規定による警察官の停止命令(行手条例第3条の規定により適用除外)

イ 青少年のための環境浄化に関する条例(昭和41年大分県条例第40号。以下「青環条例」という。)第12条の7第3項の規定による警察官の命令(行手条例第3条の規定により適用除外)

ウ 青環条例第12条の7第4項の規定による公安委員会の命令

エ 青環条例第12条の10第1項の規定によるツーショットダイヤル等営業の停止命令

オ 青環条例第12条の10第2項の規定によるツーショットダイヤル等営業の廃止命令

(2) (1)以外の不利益処分の根拠となる規定が法律又は法律に基づく命令(告示を含む。)にある場合の意見陳述のための手続は、次により行うこと。

ア 聴聞及び弁明の機会の付与

行政手続法(平成5年法律第88号)第13条第1項又は他の法律の規定により行わなければならない聴聞及び弁明の機会の付与は、行政手続法第3章(他の法律の規定による聴聞の特例規定がある場合は、当該特例規定)及び聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第26号)による。

イ 意見の聴取及び弁明の機会の付与

道路交通法(昭和35年法律第105号)第104条第1項本文の規定により行わなければならない意見の聴取及び同法の規定により行わなければならない弁明の機会の付与は、同法第104条及び道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第27号)による。

ウ 意見聴取

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第34条第1項の規定により行わなければならない意見の聴取は、同法第34条及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく意見聴取の実施に関する規則(平成3年国家公安委員会第5号)による。

2 行手条例及び聴聞規則各条項の運用等

(1) 聴聞手続又は弁明手続の選択(行手条例第13条関係)

ア 青環条例第12条の10第1項及び第2項の規定によるツーショットダイヤル等営業の停止命令及び廃止命令については、行手条例上は弁明手続となるが、青環条例第12条の10第3項の規定により行手条例第13条第1項の規定にかかわらず聴聞を行うこととされている。この場合には、青環条例第12条の10第4項、第5項及び第6項並びに行手条例第3章及び聴聞規則に定めるところにより行うこととなる。

イ 青環条例第12条の7第4項の規定による公安委員会の命令については、行手条例第13条第1項の規定により同条例第3章及び聴聞規則の定めるところにより弁明手続を行うこととなる。

ウ 弁明手続を執った場合において、その結果として、聴聞規則が必要な不利益処分が相当であると判断し、当該処分をしようとするときは、改めて聴聞手続を執る必要があること。

エ 公安委員会がしようとする処分が、聴聞の手続が必要なものか又は弁明の機会の付与が必要なものかについて、あらかじめ予定できない事情があるときは、聴聞の手続を執ることが適当であること。

(2) 聴聞の通知(行手条例第15条関係)

ア 行手条例第15条第1項第1号の予定される不利益処分の内容及び根拠となる条例等の条項については、具体的に想定している処分内容及びその根拠条項を、同項第2号の不利益処分の原因となる事実については、名あて人となるべき者にとって具体的な事実が認識され、その者の防御権の行使を妨げない程度の実事を記載すること。

また、聴聞の件名については、聴聞の通知以後、当事者等から提出されるすべての書面に記載するものであるため、当該聴聞が特定されるようなもの(例えば、「甲野太郎に対する古物商の許可の取消しに関する件」)が適当であること。

イ 聴聞の期日までの相当な期間は、処分の内容、性質に照らして、その名あて人となるべき者が

防御の準備をするのに必要な期間であるかどうかという観点から個別に判断すること。

なお、行手条例に規定する意見陳述の手續の区分にかかわらず特例として聴聞の手續をとることを定めた個別条例において、この期間について規定している場合は、当該条例の定めるところによることとなる。

ウ 不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合に行手条例第15条第3項の規定により公示の方法により通知を行うに当たっては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに当該通知が到達したものとみなされることにかんがみ、通知において記載する聴聞の期日については、掲示を始めた日から数えて、2週間に同条第1項に規定する相当な期間を加えた日数を下回って設定してはならないこと。

(3) 聴聞の期日の変更(聴聞規則第3条関係)

聴聞の期日の変更は、当事者の行手条例上の権利ではなく、公安委員会において、事務処理上支障がない、予定している処分の内容からみて当事者の意見を直接聴取する必要があるなどの事情を考慮して許可すれば足りるものであること。

なお、当事者が都合により聴聞の期日に出頭できない場合には、行手条例第16条の規定により代理人を選任し、又は同条例第21条の規定により陳述書を提出する権利が与えられていることに留意する必要があること。

(4) 代理人の選任(行手条例第16条及び聴聞規則第4条関係)

ア 代理人を選任することは、行手条例により与えられた当事者及び参加人の権利であり、その選任は、当事者又は参加人が聴聞等に関する一切の行為をすることを委任する旨を明示した書面(代理人資格証明書)の写しを添えて書面で行政庁に届け出れば足り、行政庁は、これが満たされればだれを代理人に選任しようと拒否することはできないこと。

イ 代理人を選任した旨の届出の期限については、特に期限がなく、聴聞の開催の直前であってもその受理を拒むことはできない。

ウ 当事者又は参加人が届け出た書面が代理人に聴聞等に関する一切の行為をすることを委任する旨を明示した書面であれば、下記5で定める代理人資格証明書の様式でなくても、有効なものとして取り扱う必要があること。

エ 代理人は、当事者又は参加人に代わって聴聞等に関する一切の行為をすることができるものであり、当事者又は参加人に関して聴聞規則に規定されている事項は、代理人が選任されている場合には当該代理人について適用があること。

これにより、当事者に代わり代理人が聴聞の期日に出頭すれば、条例上の効果としては当事者本人が出頭したことになるので、当事者本人が正当な理由なく出頭しなかったものとして聴聞の終結をすることはできないことに留意すること。

オ 一度代理人が選任されれば、その資格は代理人の資格が喪失した旨の届出があるまでは有効である。したがって、聴聞の続行期日が指定された場合において、次回の聴聞の期日に引き続き同一の代理人を出頭させようとするときは、改めて代理人資格証明書を提出することを要しないこと。

(5) 参加人(行手条例第17条及び聴聞規則第5条関係)

ア 参加人は、聴聞の適正を確保するため必要であると認められ、職権により又は関係人の申請を

許可することによって聴聞の手續に参加することを認められた関係人である。

イ 参加人には、当該不利益処分がされた場合に、当事者同様に不利益を受ける者と、利益を受ける者とがあり、両者には文書閲覧請求権等において差異があるので、その認定に当たっては、これを判断しておくこと。

ウ 主宰者は、真に利害関係を有し、又は事実関係の評価(意見)において欠くことのできない者については、参加の求めがない場合でも、職権により、できる限り参加を求める必要があること。この場合において、鉄道賃等の実費を弁償する必要があるときは、法令等の規定に基づき出頭し又は参加した関係人等に対する実費弁償条例(昭和32年大分県条例第46号)の定めるところにより当該実費を弁償すること。

(6) 文書等の閲覧(行手条例第18条及び聴聞規則第6条関係)

ア 文書等の閲覧は、当事者又は当該不利益処分がされた場合に自己の利益が害されることとなる参加人に限り認められるものであること。

イ 文書等の閲覧の申請がされた場合には、第三者の利益を害するおそれがあるなど正当な理由があるときでなければその閲覧を拒むことができないこと。

ウ 閲覧を拒む正当な理由がある場合であっても、拒む理由となる部分以外の部分についてまで閲覧の拒否が許されるものでないこと。したがって、閲覧請求の対象となる資料すべてについて閲覧を拒む理由があると判断するのとなければ、支障がある部分を伏せるなどして閲覧させることが適当であること。

エ 不利益処分の原因となる事実が犯罪であるときは、閲覧に備え捜査関係書類とは別に不利益処分の原因となる事実を証する書類を準備しておくことが適当であること。

オ 文書等の閲覧の権限は、公安委員会(専決されている場合は、当該専決者)であることから、あらかじめ、聴聞通知等の決裁と併せて閲覧が予想される個々の文書等について、閲覧の可否等の承認を受けておくことにより、聴聞の期日における閲覧請求があった場合の対応を迅速に行うこと。

なお、あらかじめ閲覧の可否の承認を受けたもの以外の文書等について、閲覧請求があった場合には、その都度承認を受けて対応すること。

カ 聴聞の期日における審理の進行に応じて文書等の閲覧請求があった場合に、その資料の閲覧を認めるべきであるにもかかわらず、当該期日において閲覧させないときには、改めて聴聞の期日を定め、それまでの間にその資料を閲覧させる必要があること。

(7) 主宰者の指名(行手条例第19条及び聴聞規則第7条関係)

主宰者の指名については、聴聞通知書において主宰者の氏名等について連絡することとなっているので、遅くとも聴聞通知書を発出するときまでに、個別の事実に係る聴聞ごとに行政庁が指名することが必要であること。

なお、主宰者の指名に当たっては、行手条例第19条第2項各号の除斥事由に注意する必要があること。

(8) 補佐人の出頭の許可(行手条例第20条第3項及び聴聞規則第8条関係)

ア 補佐人は、代理人と異なり、当事者等の発言機関として陳述するにすぎず聴聞の期日における付添人としての地位しか認められていないので、当事者等に代わって単独で当該期日に出頭した

り、期日外の文書閲覧等の手続を行うことはできないこと。

イ 補佐人の出頭を許可することが妥当であると考えられるのは、例えば、次のような場合における次のような者であること。

- ・ 当事者又は参加人が未成年者である場合 親権者
- ・ 当事者又は参加人が弁別能力に欠ける場合 後見人又は保佐人
- ・ 当事者又は参加人が言語障害者又は外国人である場合 通訳人(手話の通訳人を含む。)
- ・ 当事者又は参加人が法人である場合 営業所等の責任者

(9) 参考人(聴聞規則第9条関係)

ア 参考人に係る規定は、行手条例には何ら定められているものではないが、聴聞の期日における適正な審理のために参考人の陳述が必要な場合もあり得ることから、聴聞規則において規定することとしたものであること。

イ 当事者又は参加人の参考人出頭の申出に対しては、事案審理上の必要性を主宰者において判断して許可又は不許可を決定すれば足りること。

(10) 聴聞の期日における陳述の制限等(聴聞規則第10条関係)

ア 主宰者は、当事者又は参加人に対して、陳述の制限等の措置をとるときには、それらの者の聴聞を受ける権利を不当に侵害することのないように注意すること。

イ 特に当事者又は参加人に対して退場を命ずることは、その者が聴聞を受ける権利を放棄したと認められる場合に限られるものであること。

(11) 陳述書の提出の方法(行手条例第21条及び聴聞規則第12条)

陳述書は、当事者又は参加人が聴聞の期日における意見陳述に代わるものとして提出するものであり、聴聞の期日に出頭するか、陳述書を提出するかの選択は、当事者等の意志に委ねられていること。

なお、聴聞の期日に出頭できない当事者又は参加人に対して、陳述書を提出する方法があることを教示することは差し支えない。

(12) 聴聞調書及び報告書(行手条例第24条及び聴聞規則第13条関係)

ア 聴聞調書は、公安委員会が不利益処分決定について事実認定を行う上で、重要な基礎となるものであり、適正な事実認定に十分に資することとなるよう、当事者及び参加人の陳述の要旨は的確に記載すること。

また、当事者等から提出された証拠書類等とその当事者等が行った陳述との関係が明確なものとなるよう、証拠書類等と陳述内容との対応関係を明らかにしておくこと。

イ 報告書は、聴聞の審理の結果を踏まえ、主宰者がその責任において作成するものであること。

なお、報告書の意見の具体的記載方法については、特に制約があるものではないが、次のような例が考えられる。

- ・ 当事者等の主張に理由がないことが明白であるとの心証を抱いた場合
「 なので、当事者等の の主張には理由がないものと考える。」
- ・ 客観的・明白な証拠はない(行政庁が保有する証拠書類と当事者等が提出した証拠書類とが整合しないような場合。以下同じ。)が心証として理由がないと考えられる場合
「 の観点からみれば、当事者等の の主張には理由がないのではないかと考え

る。」

- ・ 客観的・明白な証拠はないが心証として理由があると考え場合
「 の観点からみれば、当事者等の の主張には理由があるのではないかと考える。」
- ・ 当事者等の主張に理由があることが明白であるとの心証を抱いた場合
「 なので、当事者等の の主張には理由があるものと考え。」
- ・ 当事者等が事実を認めたが、いわゆる情状に関し理由があると思料する場合
「処分にあたっては、 の点についても参酌願いたい。」

ウ 聴聞調書及び報告書の作成にあたっては、それらが当事者又は参加人の閲覧の対象となることに留意すること。

エ 聴聞調書及び報告書は、聴聞の終結後速やかに公安委員会に提出されることとなるが、特に続行期日が定められた場合における第1回目等の聴聞の期日に係る調書については、その作成後公安委員会に提出するまでの間は、主宰者において適切に管理し、その間に、閲覧の求めがあったときには、主宰者がこれに対応すること。

オ 聴聞調書及び報告書を公安委員会に提出する場合は、併せて当事者等から提出された証拠書類等を添付すること。

(13) 口頭による弁明の聴取(行手条例第27条から第29条及び聴聞規則第15条から第17条関係)

ア 弁明は、弁明書の提出により行うことが原則であるが、公安委員会が口頭であることを認めるときは、弁明を聴取する警察職員を指名して行うものとし、指名された者は、当事者又は代理人の弁明内容を的確に記載するものとする。

イ 弁明を口頭であることを認めた場合であっても、当事者が弁明書の提出を希望したときは、行手条例の趣旨からも当然これを許容すべきものであること。

ウ 弁明の通知については、(2)の聴聞の通知に準じて行うこと。

エ 所在が判明しない場合は通知の方法、代理人、聴聞の期日の変更及び弁明書の提出については、弁明の機会の付与について準用することとしたので、聴聞手続の場合に準じて行うこと。

3 運用上の留意事項

(1) 行手条例には、聴聞及び弁明の機会の付与の手続を公安委員会規則等の行政庁の定める規則等に委任する旨の規定は置かれていないが、聴聞規則は同条例に規定する行政庁(公安委員会)の権限に属する事務を行うために必要な手続として、警察法施行令第13条第2項の規定に基づき聴聞等の具体的運用細目について定めるものであり、いわゆる法規たる性質を持つものではない。したがって、聴聞規則を根拠に県民の権利を制限し、又は義務を課すことは許されないことに留意すること。
具体的には、次の取扱いなどである。

ア 聴聞規則では、聴聞に関する参加の許可申請等を当該聴聞の期日の4日前までになすべきことを規定しているが、申請がこの期限を超過して提出された場合であっても、主宰者が当該申請に対する処理を迅速に行うことにより聴聞の期日までに応答をすることが可能な場合には、期限を超過していることのみをもって当該申請を却下することは許されないこと。

イ 各申請等において、下記の5で定める申請書等の様式によらない申請があった場合に、その様式によらないものであるとして当該申請を却下したり、その様式に書き直させたりすることは許され

ないこと。この場合は、申請書に聴聞規則に規定する事項及び許可・不許可の判断をするために必要な事項を記載していれば適切な申請として取り扱うこと。

- (2) 行政手続法においては、聴聞を経てされた不利益処分については、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による不服申立てをすることができないことになっているが、行手条例に基づく不利益処分については、不服申立てができることに留意すること。

4 聴聞及び弁明の機会の付与の手續に係る様式

行手条例第3章及び聴聞規則による聴聞及び弁明の機会の付与の手續に係る様式については、次のとおりとする。

- (1) 行手条例第15条第1項の書面 聴聞通知書(第1号様式)
- (2) 行手条例第15条第3項(第22条第3項、第25条後段及び第29条の規定により準用する場合を含む。)の規定により掲示する文書 第2号様式
- (3) 聴聞規則第11条第1項の規定により聴聞の期日及び場所を公示する文書 第3号様式
- (4) 行手条例第16条第3項(第17条第3項及び第29条の規定により準用する場合を含む。)の書面 代理人資格証明書(第4号様式)
- (5) 行手条例第16条第4項(第17条第3項及び第29条の規定により準用する場合を含む。)の書面 代理人資格喪失届出書(第5号様式)
- (6) 行手条例第17条第1項の規定による許可の申請書 参加人許可申請書(第6号様式)
- (7) 行手条例第20条第3項の規定による補佐人とともに出頭することの許可の申請書 補佐人出頭許可申請書(第7号様式)
- (8) 聴聞規則第9条第2項の書面 参考人出頭申出書(第8号様式)
- (9) 聴聞規則第3条第1項の規定による聴聞の期日の変更(第17条の規定により準用する場合を含む。)の申出書 聴聞期日・弁明日時変更申出書(第9号様式)
- (10) 聴聞規則第3条第3項の規定による聴聞の期日の変更(第17条の規定により準用する場合を含む。)の通知書 聴聞期日・弁明日時変更通知書(第10号様式)
- (11) 行手条例第18条第1項の資料の閲覧の申請書 文書閲覧申請書(第11号様式)
- (12) 行手条例第22条第2項(第25条後段の規定により準用する場合を含む。)の書面聴聞続行・再開通知書(第12号様式)
- (13) 行手条例第24条第1項の調書 聴聞調書(第13号様式)
- (14) 行手条例第24条第3項の報告書 聴聞報告書(第14号様式)
- (15) 行手条例第24条第4項の調書及び報告書の閲覧の申請書 聴聞調書等閲覧申請書(第15号様式)
- (16) 行手条例第28条第1項の書面 弁明通知書(第16号様式)
- (17) 聴聞規則第15条第3項の調書 弁明調書(第17号様式)

第 1 号様式

(表)

聴 聞 通 知 書

大 公 委 第 号
年 月 日

殿

大 分 県 公 安 委 員 会 ㊟

あなたに対する下記の事実を原因とする不利益処分に係る大分県行政手続条例第 13 条第 1 項第 1 号の規定による聴聞を下記のとおり行いますので通知します。

記

聴 聞 の 件 名		
予定される不利益処分の内容		
根拠となる条例等の条項		
不利益処分の原因となる事実		
聴 聞 の 期 日		年 月 日 時 分から
聴 聞 の 場 所		
聴聞に関する事務を掌握する組織	名 称	
	所在地	

備考 1 あなたは、聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類若しくは証拠物(以下「証拠書類等」という。)を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができます。

2 あなたは、聴聞が終結する時までの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができます。

3 その他聴聞に際しての留意事項は、裏面のとおりです。

(裏)

聴聞に際しての留意事項

- 1 あなたが聴聞の期日に出頭しない場合には、あなたに代わって代理人を聴聞の期日に出頭させ、意見を述べ、及び証拠書類等を提出することができます。この場合は、代理人を選任した旨の届出書に聴聞の件名、代理人の氏名及び住所並びに当該代理人に聴聞に関する一切の行為をすることを委任する旨を明示した代理人資格証明書の写しを添付して公安委員会に提出してください。
- 2 聴聞の期日において補佐人とともに出頭しようとする場合には、聴聞の件名、補佐人の氏名及び住所、あなたとの関係並びに補佐する事項を記載した補佐人出頭許可申請書を聴聞の期日の4日前までに主宰者に提出して許可を受けてください。
- 3 参考人として聴聞の期日に出頭させたい者がある場合には、聴聞の件名、その者の氏名及び住所並びに陳述の要旨を記載した参考人出頭申出書を聴聞の期日の4日前までに主宰者に提出して許可を受けてください。
- 4 あなたが聴聞の期日に病気その他のやむを得ない理由がある場合は、公安委員会に対し、聴聞期日変更申出書により、聴聞の期日の変更を申し出ることができます。
- 5 あなた又はあなたの代理人が聴聞の期日に出頭する場合には、この通知書を持参してください。

聴聞の主宰者	職名	
	氏名	
	連絡先	
聴聞の公開の有無		

第 2 号様式

条例(年大分県条例第 号)の規定による
不利益処分について、大分県行政手続条例(平成 7 年大分県条例第 30 号)
第 13 条第 1 項(及び 条例第 条)の規定により、聴聞を
次のとおり行う。

年 月 日

大分県公安委員会委員長名 印

1 不利益処分の名あて人となるべき者の氏名

2 聴聞の期日

年 月 日 時 分から

3 聴聞の場所

4 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

5 聴聞通知書の交付

不利益処分の名あて人となるべき者については、大分県行政手続条例
第 15 条第 1 項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでも交付します。

第3号様式

条例(年大分県条例第 号)の規定による
不利益処分について、大分県行政手続条例(平成7年大分県条例第30号)
第13条第1項(及び 条例第 条)の規定により、公開の
聴聞を次のとおり行う。

年 月 日

大分県公安委員会委員長名 印

1 聴聞の期日

年 月 日 時 分から

2 聴聞の場所

3 当事者の住所及び氏名

第4号様式

代理人資格証明書

年 月 日

住所
氏名 ㊟

私は、年 月 日 において行われる
弁明通知書(年 月 日付け 第 号)に係る弁明の

聴聞 について、下記の者を代理人として選任し、私のために 聴聞
機会の付与 機会の付与 弁明の

機会の付与 に関する一切の行為をすることを委任します。

記

聴聞 の件名 弁明	
住 所	
氏 名	

備考 不要の文字は、横線で消すこと。

第5号様式

代理人資格喪失届出書

年 月 日

大分県公安委員会 殿

住 所

氏 名



年 月 日

において行われる聴聞

弁明通知書(年 月 日付け 第 号)に係る弁明の機会の

について選任した下記の代理人がその資格を失ったので届け出ます。
付与

記

聴聞 の件名 弁明	
住 所	
氏 名	

備考 不要の文字は、横線で消すこと。

第6号様式

参加人許可申請書

年 月 日

主宰者

殿

住所
氏名



年 月 日 において行われる聴聞に関する
る手続に参加することを申請します。

記

聴聞の件名	
聴聞に係る不利益処分につき利害関係を有することの疎明	
連絡先	電話

第7号様式

補佐人出頭許可申請書

年 月 日

主宰者

殿

住 所
氏 名



年 月 日 において行われる聴聞につい
ては、下記の補佐人とともに出頭したいので申請します。

記

聴聞の件名	
補佐人の住所	
補佐人の氏名	職業 (歳)
当事者又は参 加人との関係	
補佐する事項	

第8号様式

参考人出頭申出書

年 月 日

主宰者

殿

住 所
氏 名



年 月 日 において行われる聴聞につい
て、下記の者を参考人として聴聞の期日に出頭させたいので申し出ます。

記

聴聞の件名	
参考人の住所	
参考人の氏名	職 業 (歳)
陳述の要旨	

第9号様式

聴聞期日
弁明日時 変更申出書

年 月 日

大分県公安委員会 殿

住 所
氏 名 ㊟

年 月 日 において行われる 聴聞の期日
弁明の日時

について、下記のとおり変更を申し出ます。

記

聴 聞 の件名 弁 明	
理 由	

備考 不要の文字は、横線で消すこと。

第10号様式

聴聞期日
弁明日時 変更通知書

大公委第 号
年 月 日

殿

大分県公安委員会 ㊟

年 月 日 において行うこととしていた

聴聞の期日
弁明の日時 について、下記のとおり変更したので通知します。

記

聴聞 弁明 の件名	
聴聞の期日 変更前の 弁明の日時	年 月 日 時 分から
聴聞の期日 変更後の 弁明の日時	年 月 日 時 分から

備考 不要の文字は、横線で消すこと。

第 1 1 号様式

文 書 閲 覧 請 求 書

年 月 日

大分県公安委員会 殿

住 所
氏 名 ㊟

年 月 日 において行われる聴聞に関し、
下記の標目に係る資料の閲覧を求めます。

記

聴 聞 の 件 名	
閲覧をしようとする 資料の標目	

第12号様式

聴聞 続行 通知書
再開

年 月 日

殿

主宰者



年 月 日

において行った聴聞を下記の

とおりに 続行 再開 するので通知します。

記

聴聞の件名	
聴聞の期日	年 月 日 時 分から
聴聞の場所	

備考 不要の文字は、横線で消すこと。

第 1 3 号様式

(表)

<p>年 月 日</p> <p>聴 聞 調 書</p> <p>主宰者の職名及び氏名</p> <p style="text-align: right;">⑩</p>	
聴 聞 の 件 名	
聴 聞 の 期 日	
聴 聞 の 場 所	
聴聞の期日に出頭（出席）した者	当事者の住所及び氏名(代理人及び補佐人の住所及び氏名)
	参加人の住所及び氏名(代理人及び補佐人の住所及び氏名)
	参考人の住所及び氏名
	行政庁の職員の職名及び氏名
聴聞の期日に出頭しなかった当事者及び参加人又はこれらの者の代理人若しくは補佐人の氏名及び住所並びに当事者及び参加人にあつては出頭しなかったことについての正当な理由の有無	
説明を行った行政庁の職員の職名及び氏名	

(裏)

行政庁の職員の説明 の要旨	
当事者及び参加人又はこれらの者の代理人若しくは補佐人並びに参考人の陳述の要旨	
提出された証拠書類等の標目	
その他参考となるべき事項	

備考1 参考人には、法令の規定により聴聞の期日に出頭したその他の者を含む。

2 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

第14号様式

聴聞報告書

年 月 日

大分県公安委員会 殿

主宰者の職名及び氏名

㊟

聴聞通知書(年 月 日付け 第 号)に係る聴聞を終結
したので、その結果を次のとおり報告します。

聴聞の件名	
意見	
聴聞に係る事実に対する当事者、参加人等の主張	
理由	

第 1 5 号様式

聴聞調書等閲覧申請書

年 月 日

(主宰者)
(大分県公安委員会) 殿

住 所
氏 名 ⑩

年 月 日 において行われた聴聞に関し、
下記の標目に係る資料の閲覧を求めます。

記

聴 聞 の 件 名	
閲覧をしようとする 調書又は報告書の別	

弁 明 通 知 書

大 公 委 第 号
年 月 日

殿

大分県公安委員会 ㊤

あなたに対する下記の事実を原因とする不利益処分に係る大分県行政手続条例第13条第1項第2号の規定による弁明の機会の付与を下記により行いますので、
弁明書の提出
出頭して弁明
をしてください。

記

弁 明 の 件 名		
予定される不利益処分の内容		
根拠となる条例等の条項		
不利益処分の原因となる事実		
弁明書提出	弁明書の提出先	
	弁明書の提出期限	年 月 日まで
口頭弁明	出 頭 場 所	
	出 頭 日 時	年 月 日 時 分

弁明の機会の付与に際しての留意事項は、裏面のとおりです。

備考 不要の文字は、横線で消すこと。

(裏)

弁明の機会の付与に際しての留意事項

- 1 弁明書を提出する場合は、あなたの氏名、住所、弁明の件名及び弁明の機会の付与に係る事実についての意見を記載して提出してください。
- 2 口頭による弁明をする場合は、出頭日時に出頭場所に出頭して、次の者に対し、弁明を行ってください。
なお、口頭による弁明に代えて、弁明書を提出することもできます。

弁明を聴取する者	所 属	
	職名及び氏名	
	連 絡 先	

- 3 口頭による弁明の機会の付与を行う場合において、あなたが病気その他のやむを得ない理由があるときは、公安委員会に対し、弁明日時変更申出書により、弁明の日時の変更を申し出ることができます。
- 4 弁明をするときは、証拠書類又は証拠物を提出することができます。
- 5 あなたが弁明をしない場合には、あなたに代わって代理人を選任できますので、代理人を選任した旨の届出書に弁明の件名、代理人の氏名及び住所並びに当該代理人に弁明の機会の付与に関する一切の行為をすることを委任する旨を明示した代理人資格証明書の写しを添付して公安委員会に提出してください。

第17号様式

弁 明 調 書	
年 月 日	
弁明録取者の職名及び氏名	
⑩	
弁 明 の 件 名	
弁 明 の 日 時	
弁 明 の 場 所	
出頭した当事者又は 代理人の住所及び氏名	
当事者又は代理人の 弁明の要旨	
提出された証拠書類 等の標目	
その他参考となるべ き事項	

備考 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。